



今回、苗を預けた当時、試験研究の目的であることを裏付ける書類を作成していなかったことがご相談のポイントですね。

ご相談者：本当はどうしておけば良かったのでしょうか。

弁護士：本来は、譲渡の目的が試験又は研究目的であると認められるために、契約書を作成し、試験又は研究を目的とした譲渡であること、譲渡した品種について目的外使用をしないこと、当該品種の種苗又は収穫物を他者に譲渡しないこと、試験結果を書面で提出すること、試験研究終了後に種苗や収穫物を返還または処分すること等を確認することが必要です。

ご相談者：今からでも、できることはありますか？

弁護士：今回、客観的に試験研究目的であることを示す書類等がないため、良い状況ではありません。これからとなりますが、県の集落の営農組織の中の何か所、どこで実際に栽培が行われたのか、その際の種苗、収穫物がどうなっているのか調査・確認を行ってください。その結果、口頭で約束していたとおり、試験目的の範囲内で行われていることが確認できましたら、実際にいつ、どのように試験が行われたか、種苗や収穫物をどのように処分したか等事実を記録化し、また、第三者に種苗や収穫物を譲渡していないことを書面で確認しましょう。

ご相談者：実際は、譲渡当時の書類ではないため、どのように書けばよいのでしょうか。

弁護士：さかのぼったこの日付で作成するわけにはいかないのですが、種苗の譲渡を受けた日付、試験研究目的であったことの確認、試験研究を実施した期間、試験研究結果等について、日付をできるだけ特定して作成してください。当時作成できなかった特段の理由があれば記載しても良いですが、記載しなくても問題ありません。

ご相談者：作成した書面は、どうすれば良いですか？

弁護士：出願書類には、特に添付して提出する必要はありません。しかし、将来問題が生じないよう手元で保管をお願いします。

ご相談者：ほかにすべきことはありますか？

弁護士：今後のために、試験研究目的で譲渡する場合の契約書等のひな型をご準備いただき、必ずそれを使うことを所内で周知いただくと良いですね。

【参考資料】

「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-1.pdf>

35～36頁

<次回の配信予定>

テーマ：個別ネットワークの活動経過#2

配信時期：12月24日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。